

---

---

ペット業 開業・営業ガイド

法改正による最新情報

---

---

平成 18 年 9 月 25 日現在

ペット業 開業・営業ガイド  
追 録

ゴシック体の業に関しては、平成18年の法改正施行により、新たに規制対象に組み入れられることになった業者です。

**動物取扱業の対象となる業種・業態の一覧**

業種	業の内容	該当する業者の例
販売	動物の小売及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業	小売業者、卸売業者、販売目的の繁殖又は輸入を行う業者、露店等における販売のための動物の飼養者。 <b>施設を持たないインターネット等による販売業者</b>
保管	保管を目的に顧客の動物を預かる業	ペットホテル業者、 <b>美容業者（動物を預かる場合）</b> 、 <b>ペットシッター</b>
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸出す業	ペットレンタル業者、映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者
訓練	顧客の動物を預かり、訓練を行う業	動物の訓練・調教業者、 <b>出張訓練業者</b>
展示	動物を見せる業 （「ふれあい」施設を含む）	動物園、水族館、動物ふれあいテーマパーク、移動動物園、動物サーカス、 <b>乗馬施設（ふれあい）を目的とする場合</b> <b>アニマルセラピー業者</b>

法改正により、別紙のとおり記述が変更になりました。

**登録の必要な動物の対象範囲**

哺乳類、鳥類、爬虫類に属する動物。ただし、畜産農業に係る動物及び実験等に利用されることを目的に飼養又は繁殖・生産される動物を除きます。

**登録の対象とならないもの**

（１）畜産農業に係る動物や実験動物のみを取り扱っている業者

（２）保管や訓練を業として行っているとは言えないもの

例）動物検疫所、警察が所有する警察犬訓練施設、獣医師法第3条の届出を行った動物診療所

注意）動物診療所が業として保管、訓練、を行っている場合は対象となります。

登録は、業種ごと、事業所ごとに必要になります。

**ペット業 開業・営業ガイド**  
**新旧対照表**

頁数 (開業に必要な届出)	変更前	変更後
51 頁 (実験用動物繁殖業)	動物取扱業(動物取扱責任者の選任)	実験動物の取扱の場合、動物取扱業の登録は必要ありません。
53 頁 (ペット販売問屋)	動物取扱業(動物取扱責任者の選任)	保管を目的に顧客の動物を預かる場合、動物取扱業の登録が必要になります。
59 頁 (ペットショップ (無店舗型))	動物取扱業(動物取扱責任者の選任)	飼養施設を持たないインターネット等による通信販売業者は、動物取扱業の登録が必要になります。
72 頁 (ペットクリーニング業)	なし	顧客から動物を預かりクリーニングするのであれば、動物取扱業の登録が必要になります。
91 頁 (ハンドラー)	動物取扱業 (ペットを預かる場合には必要)	顧客から動物を預からない場合でも、出張訓練業者は、動物取扱業の登録が必要になります。
97 頁 (ペットタクシー ペット救急車)	動物取扱業	顧客の動物を一時的に預かる場合には、動物取扱業の登録は必要ありません。
99 頁 (動物専門運送業者)	動物取扱業	顧客の動物を一時的に預かる場合には、動物取扱業の登録は必要ありません。
149 頁 (ペット鍼灸師)	飼育動物診療施設開設届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飼育動物診療施設開設届け</li> <li>・ 顧客の動物を預かる場合には、動物取扱業の登録が必要になります。</li> </ul>
163 頁～174 頁 (家庭犬訓練士・ トレーナー・ しつけ士・盲導犬訓練 士・聴導犬訓練士・介 助犬訓練士・ 警察犬訓練士・災害救 助犬訓練士)	動物取扱業 (ペットを預かる場合には必要)	訓練・調教業者は、動物取扱業の登録が必要になり、また、顧客から動物を預からない場合でも、出張訓練業者は、動物取扱業の登録が必要になります。
203 頁 (ふれあい牧場)	動物取扱業	動物を見せる業(「ふれあい施設」を含む)場合には、動物取扱業の登録が必要になります。
207 頁 (アニマルセラピー)	動物取扱業 (営業の形態によって)	アニマルセラピー業者は、営業の形態を問わず、動物取扱業の登録が必要になります。

## 動物取扱業を行うための遵守基準

動物取扱業者が動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生じることを防止するため、飼養施設の構造・規模・管理の方法、動物の飼養及び保管方法等について、基準が定められています。

1 販売業・貸出業の基準	
1	販売業者にあつては、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物(哺乳類に属する動物に限る)を販売に用いること。(動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第8条1項)
2	販売業者及び貸出業者にあつては、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を販売又は貸出に用いること。(同法8条2項)
3	販売業者及び貸出業者にあつては、2日間以上動物の状態(下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る)を目視によって観察し、健康上の問題が認められなかった動物を販売又は貸出に用いること。(同法8条3項)
4	販売業者にあつては、販売をしようとする動物についての契約に当たって、様式第1別記の裏面の動物の特性及び状態に関する情報を、顧客に対して文書を交付して説明するとともに、文書を受領したことについて顧客に署名等による確認を行わせること。(同法8条4項)
5	販売業者にあつては、契約に当たって、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を顧客に交付すること。仕入先からそれらの証明書を受け取っている場合はそれもあわせて交付すること。(同法8条5項)
6	貸出業者にあつては、貸出しをしようとする動物についての契約に当たって、あらかじめ様式第1別記の裏面の動物の特性及び状態に関する情報を提供すること。(同法8条6項)
7	販売に係る契約時の説明及び顧客による確認、貸出に係る情報提供の実施状況に関して台帳を作成し、5年間保管すること。(同法8条7項)

2 飼養施設の管理	
1	定期的に清掃及び消毒を行うとともに、汚物、残さ等を適切に処理し、衛生管理及び周辺の生活環境の保全に支障がないように清潔を保つこと。 (動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目2条1項)
2	1日1回以上巡回を行い、保守点検を行うこと。 (同細目2条2項)
3	清掃、消毒及び保守点検の実施状況について記録した台帳を作成し、これを5年間保管すること。(同細目2条3項)
4	動物の鳴き声、臭気、動物の毛等により周辺の生活環境を著しく損なわないよう、飼養施設の開口部を適切に管理すること。(同細目2条4項)
5	動物の鳴き声により周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、鳴き声が外部に伝播しにくくするための措置を講じること。(同細目2条5項)
6	臭気の拡散又は動物の毛等の飛散により、飼養施設的环境又はその周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、空気清浄機、脱臭装置、汚物用の密閉容器等を備えること。 (同細目2条6項)
7	ねずみ、はえ、蚊、のみ、その他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあっては、その侵入の防止又は駆除を行うための設備を備えること。 (同細目2条7項)
8	動物の逸走を防止するため、飼養施設の管理に必要な措置を講じ、必要に応じて施錠設備を備えること。(同細目2条8項)

3 設備の構造及び規模	
1	ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。また、飼養期間が長期にわたる場合では、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとする。ただし、傷病動物の飼養もしくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。(同細目3条1項)
2	ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けおそれがないような安全な構造及び材質とすること。(同細目3条2項)
3	ケージ等及び訓練場の床、内壁、天井及び付属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質とすること。(同細目3条3項)
4	ケージ等及び訓練場は、動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、動物の逸走を防止できる構造及び強度とすること。(同細目3条4項)

4 設備の管理	
1	ケージ等に、給餌及び給水のための器具を備えること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。 (同細目4条1項)
2	ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えること。(同細目4条2項)
3	ケージ等の清掃を1日1回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし、草地等において飼養又は保管をする等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。(同細目4条3項)
4	ふん尿に係る動物の衛生管理のため、ケージ等には、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く等の措置を講じること。(同細目4条4項)
5	保管業者及び訓練業者にあっては、飼養又は保管をする動物を搬出するたびにケージ等の清掃及び消毒を行うこと。(同細目4条5項)
6	動物の逸走を防止するため、ケージ等及び訓練場に、必要に応じて施設設備を備えること。(同細目4条6項)

5 動物の管理	
1	飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものとする事。 (同細目5条1項イ号)
2	ケージ等の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、管理を徹底した上で一時的にケージ等の外で飼養又は保管をする場合にあっては、この限りでない。 (同細目5条1項ロ号)
3	ケージ等に入れる動物の種類及び数は、ケージの構造及び規模に見合ったものとする事。(同細目5条1項ハ号)
4	異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造もしくは配置又は同一のケージ等に入れる動物の組み合わせを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。(同細目5条1項ニ号)
5	幼齢な犬、ねこ等の社会化を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟等とともに飼養又は保管をすること。(同細目5条1項ホ号)
6	保管業者及び訓練業者にあっては、飼養又は保管をする動物間における感染性の疾病のまん延又は闘争の発生を防止するため、親、子、同腹子等とともに飼養又は保管をすることが妥当であると認められる場合を除き、顧客の動物を個々に収容すること。(同細目5条1項ヘ号)

7	動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境の管理を行うこと。 (同細目5条1項ト号)
8	動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼育環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。(同細目5条1項チ号)
9	走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合は、これによる動物のストレスを軽減させるために、必要に応じて運動の時間を設けること。(同細目5条1項リ号)
10	販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。(同細目5条1項ヌ号)
11	展示業者及び訓練業者にあつては、動物に演芸又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸、訓練等が過酷なものとならないようにすること。(同細目5条1項ル号)
12	貸出業者にあつては、貸し出した動物が撮影される場合には、動物本来の生態、習性に関して一般人に誤解を与えるおそれのある形態による撮影が行われないようにすること。また、貸出先において、動物に過度の苦痛を与えないよう、利用の時間、環境等が適切に配慮されるようにすること。(同細目5条1項ヲ号)
13	一日一回以上巡回を行い、動物の数及び状態を確認するとともに、その実施状況について記録した台帳を作成し、これを5年間保管すること。 (同細目5条1項ワ号)
14	動物の死体は速やかにかつ適切に処理すること。(同細目5条1項カ号)
15	動物の鳴き声、臭気、動物の毛等、ねずみ、はえ、蚊、のみ、その他の衛生動物等により、周辺の生活環境を著しく損なわないようにすること。特に、飼養施設が住宅地に立地している場合は長時間にわたる、又は、深夜における鳴き声等による生活環境への影響が生じないよう、動物を管理すること。(同細目5条1項ヨ号)
16	動物の逸走時に備え、必要に応じて捕獲体制の整備、個体識別の実施等の措置を講じること。(同細目5条1項タ号)
17	販売業者、展示業者及び貸出業者にあつては、野生由来の動物を業に供する場合には、その生理、生態、習性を踏まえ、飼養可能性を考慮して適切な種を選択すること。また、必要に応じて馴化(じゅんか)措置を講じること。 (同細目5条1項レ号)

6 動物の疾病にかかる措置	
1	新たな動物の飼養施設への導入に当たっては、当該動物が健康であることを目視又は導入に係る契約の相手方からの聴取りにより確認し、それまでの間、必要に応じて他の動物と接触させないようにすること。(同細目5条2項イ号)
2	飼養又は保管をする動物の疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等日常的な健康管理を行うこと。(同細目5条2項ロ号)
3	疾病の予防等のために必要に応じてワクチン接種を行うこと。 (同細目5条2項ハ号)
4	動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。 (同細目5条2項ニ号)
5	ねずみ、はえ、蚊、のみ、その他の衛生動物により動物が健康被害を受けないよう、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。(同細目5条2項ホ号)

7 動物の繁殖	
1	販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組み合わせによって繁殖をさせないこと。ただし、希少な動物の保護増殖を行う場合にあってはその限りでない。(同細目5条3項イ号)
2	販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること。(同細目5条3項ロ号)
3	販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合にあっては、動物の繁殖の実施状況について記録した台帳を作成し、これを5年間保管すること。 (同細目5条3項ハ号)



8 輸送の方法	
1	輸送設備は確実に固定するなどにより、衝撃による転倒を防止すること。 (同細目5条4項イ号)
2	輸送中は、常時、動物の状態を目視(監視カメラ等)により確認できるよう、必要な設備を備え、又は必要な体制を確保すること。ただし、航空輸送中についてはこの限りではない。(同細目5条4項ロ号)
3	輸送する動物の種類及び数は、輸送設備の構造及び規模並びに輸送に従事する者の数に見合ったものとする。こと。(同細目5条4項ハ号)
4	輸送設備は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有したのものとする。こと。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。(同細目5条4項ニ号)
5	輸送設備は、定期的な清掃及び消毒の実施により、清潔を保つこと。 (同細目5条4項ホ号)
6	必要に応じて空調設備を備える等により、動物の生理、生態等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保されるようにすること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。(同細目5条4項ヘ号)
7	動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じ、餌の種類を選択し、適切な量及び回数により給餌及び給水を行うこと。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。(同細目5条4項ト号)
8	動物の疲労又は苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くするとともに、輸送中は、必要に応じて休息又は運動のための時間を確保すること。 (同細目5条4項チ号)
9	衛生管理、事故及び逸走の防止並びに周辺的生活環境の保全に必要な措置を講じること。(同細目5条4項リ号)

9 顧客等と接触する場合	
1	販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度のストレスがかかり、顧客等が危害を受けたりすることのないよう、また動物もしくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、顧客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。(同細目5条5項イ号)
2	販売業者、貸出業及び展示業者にあっては、飼養または保管する動物の健康を保持するため、顧客などがみだりに食物を与えることのないよう必要な措置を講じること。それを認める場合は、認めた食物以外のものが与えられることのないようにすること。(同細目5条5項ロ号)

10 その他の動物管理に関すること	
1	動物取扱業の廃止等により、飼養又は保管を継続することが困難な動物が生じた場合は、動物が命あるものにかんがみ、譲渡等により生存の機会を与えるよう努めること。(同細目5条6項イ号)
2	疾病の回復の見込みがない場合などやむを得ず動物を殺処分しなければならない場合は、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によること。(同細目5条6項ロ号)
3	毒ヘビ等の有毒動物の飼養又は保管をする場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備え、又は、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備すること。(同細目5条6項ハ号)
4	動物の飼養又は保管をする場合にあっては、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。(同細目5条6項ニ号)

11 広告方法	
1	氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、動物取扱業の種別、登録番号並びに登録年月日及び登録の有効期間の末日並びに動物取扱責任者の氏名を掲載すること。(同細目6条1項イ号)
2	安易な飼養又は保管の助長を防止するため、事実を反した飼養又は保管の容易さ、幼齢時の愛らしさ、生態及び習性に反した行動等を過度に強調することにより、顧客等に動物に関して誤った理解を与えることのない内容とすること。(同細目6条1項ロ号)

12 動物の情報提示	
1	販売業者にあつては、販売に供しているすべての動物を顧客が目視により、又は写真等により確認できるようにすること。また、動物ごとに、次に掲げる情報を顧客から見やすい位置に文書(電磁的な記録を含む)により表示すること。 (1)品種等の名称 (2)性成熟時等の標準体重・標準体長など体の大きさに係る情報 (3)性別の判定結果 (4)生年月日(輸入をされた動物であつて、生年月日が明らかでない場合は、推定される生年月日及び輸入年月日等) (5)生産地等 (6)所有者の氏名(自己の所有しない動物を販売しようとする場合) (同細目6条2項イ～ヘ号)

### 13 動物取扱責任者研修の伝達

1 動物取扱責任者研修において動物取扱責任者が得た知識を、他の職員全員に伝達し習得させるための措置を講じること。(同細目6条3項)

### 14 動物の仕入れ、取引

1 動物の仕入れ、販売等の動物の取引状況について記録した台帳を調製(作成)し、これを5年間保管すること。(同細目6条4項)

2 動物の仕入れ、販売等動物の取引を行うに当たっては、その相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあっては動物の取引を行わないこと。  
(同細目6条5項)

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則

様式第1（第8条4項関係）

イ	品種等の名称
ロ	性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
ハ	平均寿命その他の飼養期間に係る情報
ニ	飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
ホ	適切な給餌及び給水の方法
ヘ	適切な運動及び休養の方法
ト	主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
チ	不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）
リ	チに掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊若しくは去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）
ヌ	遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
ル	性別の判定結果
ヲ	生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
ワ	不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
カ	生産地等
コ	所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）
ク	当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
ケ	当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によつても知ることが困難であるものを除く。）
ソ	イからレまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則

様式第1（第8条6項関係）

イ	品種等の名称
ロ	飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
ハ	適切な給餌及び給水の方法
ニ	適切な運動及び休養の方法
ホ	主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
ヘ	遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
ト	性別の判定結果
チ	不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）
リ	当該動物のワクチンの接種状況
ヌ	イからリまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項